

2018年12月30日

公共選択学会会員 各位

学会名簿（2018年8月現在）掲載の「理事・監事選出規程」の誤りについて

公共選択学会前専務理事 長峯純一

標記の件について、2018年8月当時、学会専務理事として学会名簿の作成に携わった者としてお詫びと説明をさせていただきます。

本学会の理事・監事選出規程は、第3条、第4条1、第4条3、第4条5、および第6条2の改正について、2013年3月23日の本学会理事会における承認を経て、11月23日の本学会総会で正式に承認され、同日から施行されております。このため理事会あるいは総会に出席頂いている会員の皆様には周知して頂いていることと思います。その後、同規程に則して2015年に公選理事選挙、ならびに推薦理事および監事の選出が行われたものであります。なお、この経緯についてはその後、2016年1月4日付でも本学会ホームページにおいて公表しております。また、同様に、上記の通りに改正された規程内容に則して2018年9月に公選理事選挙、その後、推薦理事および監事の選出も行われました。いずれも正式に理事会及び総会の議を経て承認された規程に基づいて執行されたものであること、あらためて確認させていただきます。

ただし、2018年9月の公選理事選挙に合わせて作成した学会名簿（2018年8月現在）の中に掲載した「理事・監事選出規程」に誤りがあることが本日、判明致しました。この点については、学会名簿作成時に本学会会則により「会務を執行する」と定められた専務理事であった長峯純一の責任であり、会員の皆様には深くお詫びを申し上げたいと思いません。

今後はこのようなことがないように、正しい情報を提供することはもちろんのこと、重要な案件において会員に誤解や混乱をもたらすことがないように、公共選択学会ならびに会員の皆様のために尽力する所存でおりますので、何卒、ご容赦のほどよろしく願いいたします。